

令和6年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議 結果概要

日時：令和7年2月3日（月）10：30～12：00
場所：愛媛県水産会館5階会議室

1 開会

委員10名中8名の出席で、会議は成立した。

2 挨拶（愛媛県県民環境部県民生活局長）

3 委員紹介

8名の出席委員と2名の欠席委員を紹介した。

（出席委員）渡邊委員、信原委員、稲葉委員、藤田委員、大西委員、熊野委員、
河野委員、岩城委員

4 議題

（1）愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組について

事務局から資料に沿って説明。

<主な質疑応答>

【委員】

県犯罪被害者等支援金を受給された方のエピソードや感想等があれば聞きたい。

【事務局】

支援金の申請受付には県も同席しており、事前に被害者支援センターえひめとやり取りをしていて、センターがいたから今立ち直れているとお話いただいたことが印象に残っている。また、申請時に茫然としていて、今生きることに精一杯といった方もいた。支援金以外の困りごととして、税金関係の窓口に繋いだこともあった。

【委員】

例えば今の支援が良かったのかどうかについてアンケートを実施し、回答いただける人がいれば、アンケート結果をもとに改善点等について意見をしやすい。

【委員】

支援金制度を実際に使ってみた後のフィードバックは大事。

総合的対応窓口の相談実績が11件との報告があったが、県の実績値か。相談を受け、情報提供や関係機関を紹介することもあるのか。

【事務局】

県の実績の今年度の相談実績で、内容は、犯罪被害者等支援金関係のほかDVやいせつ、ご近所トラブルの関係等だった。ご近所トラブルについては、内容にもよるが警察の相談専用電話を案内している。

【委員】

支援コーディネーターの配置場所や業務内容等について教えてほしい。

【事務局】

支援コーディネーターは、被害者支援センターえひめに配置しており、県の総合的対応窓口と連携し、各関係機関との連絡調整や犯罪被害者等支援金の申請補助、犯罪被害者等支援の普及啓発を行っている。担当のコーディネーターが対応できない時は、他の方がフォローしている。

【委員】

犯罪被害者等支援金制度の再提訴費用助成金について、時効を中断するための再提

訴の場合は通常の民事訴訟を起こさなければならず負担が大きく、意義があり助かる制度だと思うが、問い合わせ状況や周知方法はどうか。

【事務局】

現時点では問い合わせがないが、他の支援金と同様に周知をしている。

【委員】

周知方法を工夫してほしい。何かあれば協力したい。

【委員】

24 時間体制の電話相談について、年間の相談件数は把握しているのか。最近は、非常に犯罪が増加していると思うがどうか。また、愛媛県はどちらかといえば犯罪が少ない県だったと思うが、最近の実感としてはどうか。

【事務局（オブザーバー）】

県警では、警察相談電話を 24 時間対応できる形で設置している。犯罪や被害に遭われた方からの相談以外にも、あらゆる内容の相談が入ってくるため、犯罪に関する電話件数の統計は取っていない。ただ、犯罪に関係するものであれば、関係機関や警察署に伝達し、捜査に移行するための手続きをとるなど適正に運用している。

最近は詐欺被害が多い印象があるが、相談件数はケースバイケースで前後する。個人的な感想になるが、平成 16 年頃はコンビニ強盗等の凶悪犯罪があったが、最近は減少傾向。詐欺や闇バイトといった犯罪に移行しているように感じている。

【委員】

学校における教育について、被害者支援について理解を深めることも大事だが、道徳理念を勉強するような素養の時間も設けてほしい。機会があれば検討いただきたい。

(2) 最近の国の動向について

事務局から資料に沿って説明。

＜主な質疑応答＞

【委員】

被害者支援条例の全国の制定状況はどうか。

【事務局】

1 か所、名称は異なるが、全都道府県で犯罪被害者等支援条例が定められている。

5 意見交換

非公開

6 閉会（愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課長）

犯罪被害者等の支援は配慮を要する難しい分野だと思う。一方で当課では、再犯防止推進事業にも取り組んでおり、共通する部分もあるし相容れないという話があることも承知しているが、安全で安心なまちづくりを実現していくためにはどちらも重要と考えている。今後も取組を進めていくとともに、いただいた意見について検討していきたいので、引き続き、協力をお願いします。